

大網白里市さくらねこ無料不妊手術チケット配付要領

(趣旨)

第1条 市は、野良猫の繁殖抑制等を目的とし、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施する無料不妊手術事業に登録し、野良猫の不妊去勢手術が無料で受けられるようTNR活動を行う個人又は団体を対象にさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を配付するに当たり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 飼い主のいない猫であって市内に生息し、又は生息していると推定される猫をいう。
- (2) TNR活動 野良猫を捕獲し、不妊去勢手術し、及び元の場所に戻す活動をいう。
- (3) 活動団体 TNR活動を行う団体であって、団体の構成員が市に住所を有する者を含めて3人以上いること。

(交付の対象)

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、市に住所を有する者（18歳以上の成人に限る。）及び活動団体とする。

(交付の申請)

第4条 チケットの交付を受けようとする者及び活動団体（以下「申請団体等」という。）は、別に定める期日までにチケット交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の内容が適当と認めるときは、どうぶつ基金に対してチケットの交付を申請するものとする。

(チケットの配付)

第5条 市長は、前条第2項の申請によりどうぶつ基金からチケットが交付されたときは、申請団体等に対してチケット配付書（別記第2号様式）及びチケット交付申請書に記載された枚数（以下「希望枚数」という。）のチケット

を配付するものとする。

2 どうぶつ基金から交付されたチケットが希望枚数に満たない場合において複数の申請団体等があるときは、前項の規定にかかわらず、希望枚数の割合に応じて按分し、これを配付するものとする。

3 申請団体等は、いかなる理由があってもチケットを第三者に譲渡してはならない。

(TNR活動の実施)

第6条 前条の規定によりチケットの配付を受けた申請団体等は、チケットの有効期限内にTNR活動を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 申請団体等は、前条の規定によりTNR活動を実施したときは、市が指定する期日までにチケット利用報告書(別記第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請団体等は、チケットが余った場合は前項の報告に併せて市に返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定によりチケット利用報告書の提出を受けたときは、速やかにどうぶつ基金に対してその内容を報告(前項の規定により返還されたチケットの返還を含む。)するものとする。

(遵守事項)

第8条 申請団体等は、どうぶつ基金の行政枠さくらねこTNR事業協働登録申請書改訂版に記載された事項を遵守しなければならない。

(チケットの返還)

第9条 市長は、第4条第1項の申請に虚偽若しくは不正があると認めるとき又は申請団体等が前条の規定に違反していると認めるときは、申請団体等に対してチケットの返還(損害があるときはその賠償を含む。)を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別 記

第1号様式（第4条第1項及び第5条第1項）

（表）

チケット交付申請書

大網白里市長 宛て

（団体名）
（代表者）氏名
住所
担当者氏名
連絡先

さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、裏面記載の誓約書に同意の上、次のとおり申請します。

1 捕獲する場所

2 希望枚数 枚 【内訳】 オス 匹、メス 匹

3 希望する協力病院

希望あり 希望なし

第1希望 _____

第2希望 _____

第3希望 _____

4 添付書類

- (1) 団体構成員名簿（別紙）（活動団体が申請する場合に限る。）
- (2) 捕獲予定場所の周辺地図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(裏)
誓 約 書 (個人用)

大網白里市長 宛て

さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書 改訂版」に記載された同意事項（以下「同意事項」という。）を遵守します。
- 2 私は、大網白里市内に住所を有する成人（18歳以上）であり、かつ、日常的に野良猫（飼い主のいない猫）の見守りを行います。
- 3 大網白里市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い主のいる猫に不妊去勢手術を行うことがないように地域住民に周知を図るとともに、飼い主のいない猫と判断できたものだけを対象とします。
- 4 チケット並びにチケットの使用権の譲渡、転売チケットの利用を条件にした手術費用及び寄付の請求、TNR活動に係る費用（捕獲費、運搬費等）の請求並びにこれらに準じた行為は行いません。
- 5 希望どおりの枚数のチケットが配付されないことがあることを理解し、決定に対して異議は申し立てません。
- 6 不妊去勢手術を実施するときは、猫の耳をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解を得ることに努めます。
- 7 不妊去勢手術終了後は、速やかにチケット利用報告書を提出し、利用しなかったチケットは返還します。
- 8 上記1から7までのほか、大網白里市さくらねこ無料不妊手術チケット配付要領に定める事項を遵守します。

署名 _____

(裏)

誓約書 (活動団体用)

大網白里市長 宛て

さくらねこ無料不妊手術チケット (以下「チケット」という。) の申請に当たり、次の事項について誓約します。

- 1 公益財団法人どうぶつ基金の「行政枠さくらねこTNR事業 協働登録申請書 改訂版」に記載された同意事項 (以下「同意事項」という。) を遵守します。
- 2 当団体は、大網白里市内に住所を有する成人 (18歳以上) 3人以上で構成しており、かつ、日常的に野良猫 (飼い主のいない猫) の見守りを行うことができる者が1人以上います。
- 3 大網白里市内に生息する猫のみを対象とし、誤って飼い主のいる猫に不妊去勢手術を行うことがないように地域住民に周知を図るとともに、飼い主のいない猫と判断できたものだけを対象とします。
- 4 チケット並びにチケットの使用権の譲渡、転売チケットの利用を条件にした手術費用及び寄付の請求、TNR事業に係る費用 (捕獲費、運搬費等) の請求並びにこれらに準じた行為は行いません。
- 5 希望どおりの枚数のチケットが配付されないことがあることを理解し、決定に対して異議は申し立てません。
- 6 不妊去勢手術を実施するときは、猫の耳をV字カットすることに同意します。また、耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解を得ることに努めます。
- 7 不妊去勢手術終了後は、速やかにチケット利用報告書を提出し、利用しなかったチケットは返還します。
- 8 上記1から7までのほか、大網白里市さくらねこ無料不妊手術チケット配付要領に定める事項を遵守します。

代表者署名 _____

(別紙)

団体構成員名簿

団体名 _____

	氏名	住所	電話番号	備考(役職等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

第2号様式（第5条第1項）

チケット配付書

申請団体等 宛て

大網白里市長

年 月 日付け申請のありましたさくらねこ無料不妊手術チケット
について、次のとおり配付します。

なお、チケット有効期限内に事業を実施するとともに、年 月
日までにチケット利用報告書を提出してください。

1 配付枚数 枚

2 その他

- (1) 申請書及び誓約書の内容を遵守すること。
- (2) チケットが余った場合は、返還すること。
- (3) 飼い主のいる猫には使用しないこと。

第3号様式（第7条第1項及び第3項）

チケット利用報告書

大網白里市長 宛て

（団体名）
（代表者）氏名
住所
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け申請に基づき、チケットを利用してTNR活動を実施したので、次のとおり報告します。

- 1 受領枚数 枚
 - 2 使用枚数 枚
 - 3 返還枚数 枚
- （理由）

4 添付書類

- (1) 捕獲及び解放現場の写真
- (2) 不妊去勢手術前後が分かる猫の写真
- (3) 手術内訳書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類

